

新宿中央公園で撮影される方へ

撮影当日、事前に公園内の新宿中央公園管理事務所に『公園占用許可書』を提出して腕章の貸与を受け、撮影中は責任者が必ず着用してください。

夜間等、管理事務所の閉庁時は、管理事務所内の警備員詰所に電話で連絡のうえ、警備員に提出して腕章を受取ってください。（連絡先 ３３４２－４５０９）

腕章は撮影終了後、返却してください。許可書を返却します。

日時の変更はできません。ただし、撮影当日が雨天等で撮影できなかった場合は、撮影予定当日若しくは直後の区役所開庁日に、下記公園管理係に連絡し、代替日の確認を得てください。代替日については別途協議とします。

許可条件及び公園内に提示されている禁止事項に違反しているときは許可を取消し、撮影を中止させます。また、占用料は返還しません。

許 可 条 件

- (1) 撮影許可時間は厳守すること。

撮影許可時間には、準備・後片付けの時間も含まれます。

- (2) 許可区域以外及び撮影禁止区域では撮影しないこと。ちびっこ広場・多目的運動広場には立入らないこと。
- (3) 公園内に車輛を乗入れないこと。
- (4) セット組、大道具、クレーン、レールの使用は不可。撮影・照明・録音機材以外の持込みは、机・椅子等も含めて一切禁止です。
- (5) モニター、発電機からのケーブルは、転倒事故等を誘発しないよう十分に配慮すること。
- (6) 公園内の施設及び樹木等を損傷しないこと。立入り禁止区域、植栽、池、流れ等に入らないこと。
- (7) 公園内で禁止されている事項（火の使用など）の撮影はしないこと。
暴力シーンや武器（刃物、拳銃等）、爆竹等を使用する撮影及び他人の誤解を招くような内容のものは撮影しないこと。
- (8) 来園者の通行・利用の支障とならないように撮影すること。特に園路での撮影の際は、通行人に充分配慮すること。
- (9) 撮影時は誘導員等を配置すること。
- (10) 騒音・大声を出さないこと。スピーカー、拡声器、ラジカセ等は使用しないこと。
- (11) 近隣住民の迷惑とならないこと。
- (12) 公園施設から電源や水を取らないこと。また、車輛等から公園内に電源を引き込まないこと。
- (13) 撮影終了後は清掃を行うこと。ごみ等が発生した場合は持ち帰ること。
- (14) 撮影概要書の内容及び許可条件を遵守すること。
- (15) 撮影行為に起因する事故、損害については、撮影者側で一切の責任を負うこと。

連絡先 新宿区みどり土木部みどり公園課公園管理係

TEL 5 2 7 3 - 3 9 1 4